

**Facebookを活用した情報発信等による  
関係人口創出拡大業務**

**業務仕様書**

令和 5 年 5 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出拡大業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務の目的

関係人口の創出・拡大に向け、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる「人交密度向上プロジェクト」において県庁各部署が実施している様々な取組の情報発信や、市町村における対外的な情報発信について、統一感をもった発信によりその波及効果を高めることを目的として、令和2年11月に岩手県公式Facebookページ「いわてのわ」（以下「Facebookページ」という。）を開設したところである。

本業務は、Facebookページを活用して魅力的かつ効果的な情報発信を行い、関係人口の創出・拡大を図るものである。

### (2) 業務件名及び数量

Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出拡大業務 一式

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

### (4) 委託料の上限額

1,560,900円（税込）

## 2 業務内容

上記目的の達成のため、下記の内容を踏まえた企画を提案すること。

### (1) 首都圏の県外在住者等への訴求力の強い企画投稿

#### ア 概要

首都圏等の県外在住者が、本県とのかかわりを持つきっかけを訴求できる内容の記事を作成し、県公式Facebookページで投稿すること。

#### イ 内容

- ・ 首都圏在住者等が岩手と関わる手法の具体的な提案記事及びそれを実践している者又は受入れをしている者の取材記事

（関わり方の例）

二地域居住等、複業、ワーケーション、ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊（おためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターン） 等

特に、二地域居住等を重点的に取り上げること。

- ・ 岩手県外で開催する岩手と関わることのできるイベント、施設及びコミュニティの紹介
- ・ ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52か所」（令和5年1月12日）への掲載で注目を集めた盛岡市の魅力を踏まえ、県内の都市・街・暮らし等の魅力を紹介する記事

なお、企画提案書において具体的な取材候補先の案を示すこと。

#### ウ 投稿件数

18件程度（予算の範囲内で投稿件数を増やすことができるものとする）

#### エ 運用するFacebookページアカウント

<https://www.facebook.com/pref.iwate>

#### オ Facebookページの運用期間

契約期間中（記事投稿終了後も契約終期まで運用すること）

#### カ 具体的な仕様等

(ア) 投稿に際しては、感染症対策や肖像権等に配慮すること。

(イ) 受託者が作成した記事は、投稿前に県からの内容確認を経た上で定期的に投稿すること。

### (2) 企画投稿と連動したFacebook広告の実施

#### ア 業務内容

県と受託者で協議のうえ、(1)の企画投稿発信に合わせFacebook広告を実施し、新規フォロワーの獲得を図ること。

#### イ 広告実施回数

10回程度（予算の範囲内で投稿件数を増やすことができるものとする）

### (3) インサイト分析

ア 委託期間中、Facebookの分析機能を活用したインサイト情報（リアクションやフォロワー数に関する動向等）の検証を継続的に行うこと。

イ 分析結果から、フォロワー数やエンゲージメント数の増加に資する取組を提案すること。

## 4 成果品

次の成果品を納入等し、検査に合格すること。

### (1) Facebookページ（投稿記事）

公開をもって納品とする。

### (2) ドキュメント

本業務の運用に係るドキュメントを作成し、更新の都度、電子媒体で納品するとともに、事業が完了したときは事業完了報告書（様式別途指定）とともに紙媒体で1部納品すること。なお、電子媒体の納品方法については別途指定するもの。

### (3) その他

上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあること。

### (4) 納入場所

岩手県ふるさと振興部地域振興室（岩手県庁8階）

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対し

て文書で報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(2)再委託の相手方」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

## (7) その他

ア この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

イ 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。